

# 新潟県社会福祉協議会 活動指針

[平成 30～32 年度]

平成 30 年 3 月  
社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

# 目 次

I	はじめに	1
II	活動指針及び活動推進体制	2
	1 策定の考え方	
	2 新たな活動指針の策定について	
	3 活動指針の推進について	
	4 県社協活動推進体制の明確化について	
III	新たな活動指針（平成 30～32 年度）	6
	1 地域共生社会実現に向けた基盤構築の推進	
	2 地域における権利擁護事業の推進	
	3 福祉職員のキャリアパス構築の推進	
IV	策定の経過	14
	〔参考〕 活動指針（平成 27～29 年度）実施結果	15
	1 地域における権利擁護事業の推進	
	2 生活困窮者の自立支援と地域づくりの推進	
	3 災害福祉広域支援ネットワーク事業の推進	
	4 福祉職員研修受講支援事業の推進	

# I はじめに

新潟県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では「共に生き共につくる福祉社会を目指して」を基本理念に、平成8年から「社会福祉活動計画」を策定、平成22年3月には「活動指針」を策定し、事業の推進に当たってまいりました。また、平成27年度からは、活動指針策定の考え方を見直し、重点的かつ計画的に取り組むべき事業を活動指針として策定し事業展開してまいりました。

＜新潟県社会福祉協議会のこれまでの計画・活動指針＞

中期計画	計画期間
社会福祉活動計画	平成 8～12 年度
第2次社会福祉活動計画	平成 13～15 年度
第3次活動推進計画	平成 16～18 年度
第4次活動推進計画	平成 19～21 年度
活動指針	平成 22～26 年度
活動指針	平成 27～29 年度

この間、生活困窮者自立支援法の施行や社会福祉法人制度改革の推進、さらには「我が事」・「丸ごと」地域共生社会づくりのコンセプトに基づく地域福祉の理念の見直し等を含む社会福祉法の一部改正など、一連の制度の創設・改正が進められてきたところです。

しかしながら、地域においては家族や社会の支え合い機能が低下する中で、公的サービスでは対応できない様々な課題が増加しており、地域福祉活動の拡充・強化が大きな課題となっています。

このように社会福祉を巡る情勢が急激に変化する中で、県社協が県域にわたる地域福祉推進の中核としての役割を果たすため、この度、活動指針を見直し新たに策定することとしました。

この活動指針では、県社協の基本理念や基本方針を踏まえ、広く社会的に取組が求められ、重点的かつ計画的に取り組むべき3つの事業を「新たな活動指針」として策定し推進するとともに、基本理念及び基本方針を着実に推進するための5つの「活動推進体制」を明確に位置付けております。今後、県社協の事業推進に当たっては、県民の皆様をはじめ県・市町村行政、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、関係機関・団体等の皆様の一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

最後になりましたが、策定にあたりご審議いただきました総合企画部会の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

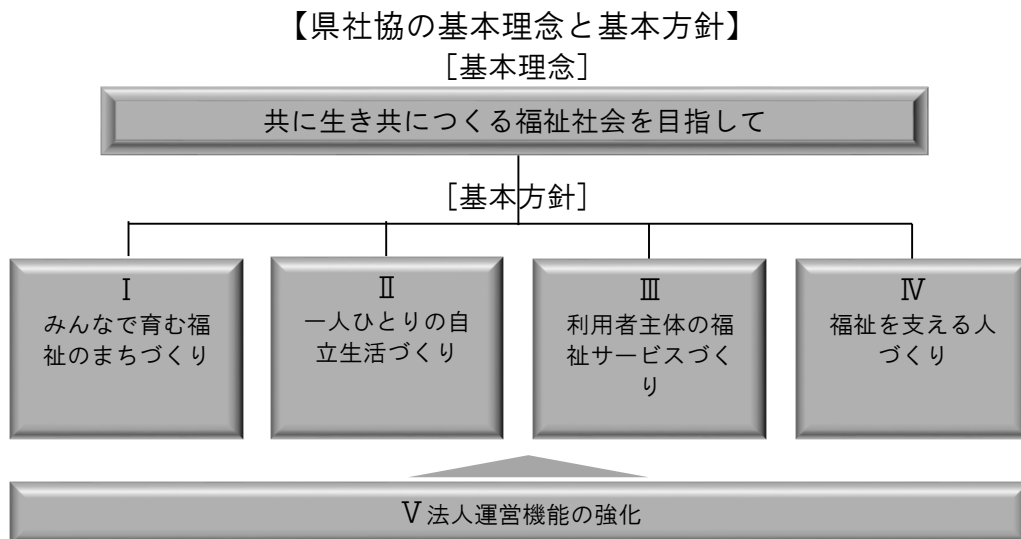
社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会  
会 長 竹内 希六

## Ⅱ 活動指針及び活動推進体制

### 1 策定の考え方

県社協は、「共に生き共につくる福祉社会を目指して」を活動の基本理念に掲げ、「みんなで育む福祉のまちづくり」など5つの基本方針に基づき事業を展開してきた。一方で、自主財源が乏しい中で、国や県との連携を基本としている県社協が、活動指針の中で事業全般について取組の方向性を示すことは現実的でないため、今後、県社協として取り組むべき課題を重点化・集中化して絞り込み、その方向性を明確にすることが求められている。このため、今後3か年に特に注力すべき課題に対し重点的かつ計画的に取り組む事業を絞り込み、「活動指針」として策定する。なお取り組む事業は、原則として3年毎に見直すこととする。

また、基本理念の方向性を示す基本方針を着実に推進するための5つの取組を「活動推進体制」として明確に位置づけることとする。



### 2 新たな活動指針の策定について

平成27年度から3か年、「地域における権利擁護事業の推進」、「生活困窮者の自立支援と地域づくりの推進」、「災害福祉広域支援ネットワーク事業の推進」、「福祉職員研修受講支援事業の推進」の4つの事業を活動指針として位置づけ、関係団体との連携や協力を得ながら、新たなネットワークや仕組みを構築し、福祉課題に対する様々な取組を進めることができた。（実施結果は15～32頁参照）

この取組を踏まえ、社会情勢の動きに応じた新たな活動指針を策定し、平成30年度から取り組むこととする。

新たな活動指針については、以下の社会情勢を前提に策定した。

### (1) 地域共生社会の実現

平成 29 年 5 月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」は、地域包括ケアシステムを法改正によって更に推進していくことをねらいとしている。この改正法には社会福祉法の一部改正も盛り込まれており、地域共生社会の実現に向け、「我が事」・「丸ごと」地域共生社会づくりの基本コンセプトに基づく地域福祉理念の見直しや市町村や都道府県が取り組むべき事項等が盛り込まれた。

### (2) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)に基づき、平成 29 年 3 月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策として、①利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と安心して利用できる環境整備等を行うとともに、市町村に対して成年後見制度利用促進基本計画の策定を求めている。

### (3) 福祉・介護人材の確保・定着

団塊の世代が後期高齢者になる 2025 年には全国で 37.7 万人、本県でも 3,500 人の介護人材が不足すると言われている。また、生産年齢人口の減少や他業種への人材流出等により、福祉・介護分野の人材不足が顕著となっていることから、新たな人材の確保とともに職場における職員の定着が課題となっている。

このような情勢をふまえ新たな活動指針を策定する。(6～13 頁参照)

新たな活動指針
1 地域共生社会実現に向けた基盤構築の推進
2 地域における権利擁護事業の推進
3 福祉職員のキャリアパス構築の推進

## 3 活動指針の推進について

活動指針を着実かつ効果的に進めるため、以下の実施体制により推進する。

### (1) 総合企画部会における活動指針の推進

- ① 総合企画部会において進捗状況を確認・評価しながら進めることとする。
- ② 各事業を効果的に実施するため、必要に応じ総合企画部会小委員会の設置等により、事業の方向性や課題の改善等に関し意見や助言を求めることとする。なお、総合企画部会小委員会等の検討組織は、福祉関係者や専門家、学識経験者等が参画し、幅広い関係者が一体となって取り組むこととする。

- ③ 原則として3か年で目指すべき目標と、計画の年度ごとの事業計画を設定する。その上で、年度ごとに評価を行いながら活動指針を推進する。また、必要に応じて3か年の時代の情勢変化に対して取組の修正を行う。

#### 4 県社協活動推進体制の明確化について

基本理念の方向性を示す5つの基本方針を着実に推進するため、以下の5つの「活動推進体制」を明確に位置付け、より効果的な事業推進を図る。

##### (1) 社会的ニーズへの対応

活動指針やその他の重点事業の方向性や進捗等について、幅広い関係者とともに総合企画部会等で審議し対応する。

〔具体的な取組〕

- 総合企画部会及び小委員会等の開催

##### (2) 政策提言・予算要望活動

パブリシティ活動の強化や、福祉団体と連携・共同し政策提言・予算要望を行う。

〔具体的な取組〕

- 福祉団体のパブリシティ活動の強化に関する事業や広報研修会の開催
- 福祉団体懇談会の開催
- 福祉団体と共同による政策提言・予算要望活動の実施

##### (3) 調査活動

様々な諸課題への取組や社協活動の充実強化等、地域福祉推進において必要に応じ調査を行う。

〔具体的な取組〕

- 新たな社会課題に関する『テーマ型調査』の実施
- 「住民の暮らしと地域福祉に関する実態把握(調査)」の導入状況に関する調査
- 「データブック 新潟県のふくし」の発行(毎年度発行)
- 成年後見制度に関する実態把握調査(毎年度実施)

##### (4) 事業評価

P D C Aサイクルに基づき、基本方針に基づく個別事業について毎年度事業評価を行い、改善点等を見出し翌年度事業に反映することで効果的に事業を推進する。

〔具体的な取組〕

- 事業評価の実施(内部評価 9～10月実施、総合企画部会の評価)

##### (5) 職員の資質向上

組織活動の要である「人」を育てることと併せ、組織横断的な取組の推進により組織力向上を図り、効果的な事業推進に資する。

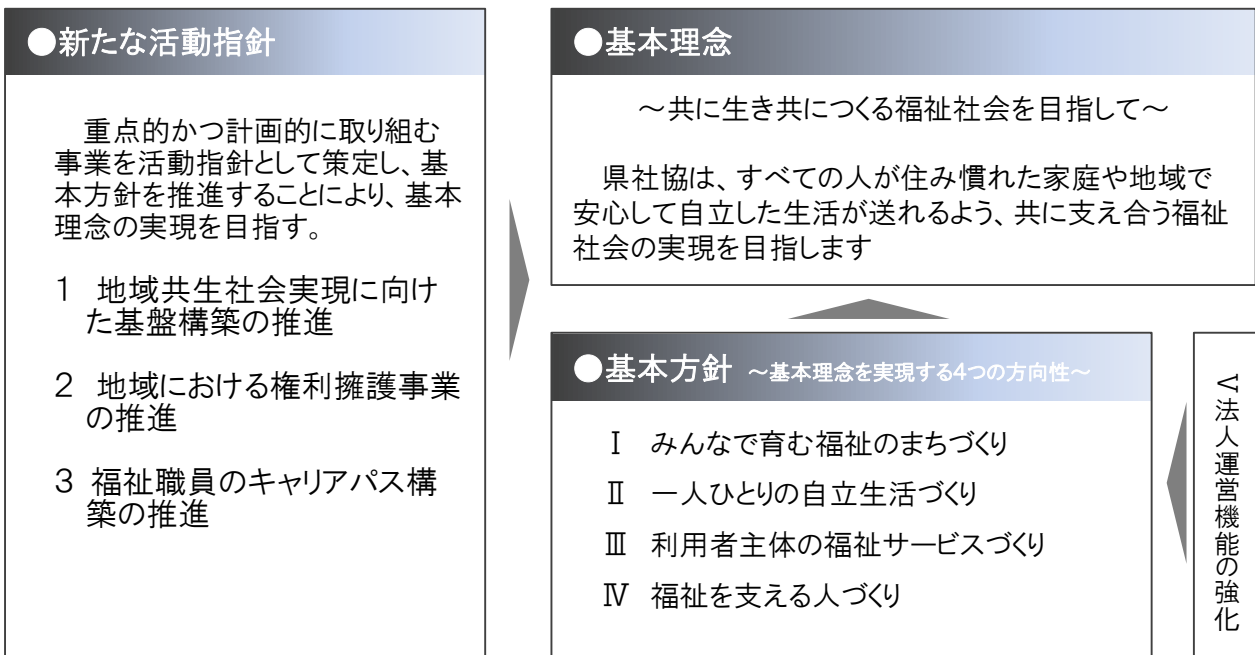
〔具体的な取組〕

- 職員研修体系に基づく職員研修の実施  
基礎研修、スキルアップ研修、マネジメント研修、O J T研修、実践研修、自己啓発研修

## 図：活動指針策定と活動推進体制

**●活動指針策定の考え方**

- 県社協は、「共に生き共につくる福祉社会を目指して」を活動の基本理念に掲げ、「みんなで育む福祉のまちづくり」など5つの基本方針に基づき事業を展開してきた。
- 一方で、自主財源が乏しい中で、国や県との連携を基本としている県社協が、活動指針の中で事業全般について取り組みの方向性を示すことは現実的でないため、現行の活動指針策定の考え方を踏まえ、今後、県社協として取り組むべき課題を重点化・集中化して絞り込み、その方向性を明確にすることが求められている。
- これを踏まえ、今後3か年に特に注力すべき課題に対して重点的かつ計画的に取り組む事業を絞り込み「活動指針」として取り組むとともに、併せて基本方針を着実に推進するための5つの取組を「活動推進体制」として明確に位置づけることとする。



<b>●活動推進体制</b>				
<p>1 社会的ニーズへの対応</p> <p>活動指針やその他重点事業の方向性や進捗等について、幅広い関係者とともに総合企画部会等で審議し対応する</p>	<p>2 政策提言・予算要望活動</p> <p>パブリシティ活動の強化や、福祉団体と連携・共同し政策提言・予算要望を行う</p>	<p>3 調査活動</p> <p>様々な諸課題への取組や社協機能の充実強化等、地域福祉推進において必要に応じ調査を行う</p>	<p>4 事業評価</p> <p>PDCA サイクルに基づき、毎年度事業評価を行い、効果的に事業を推進する</p>	<p>5 職員の資質向上</p> <p>職員研修や、組織横断的な取組の推進により組織力向上を図り、効果的な事業推進に資する</p>

# Ⅲ 新たな活動指針(平成 30～32 年度)

## 1 地域共生社会実現に向けた基盤構築の推進

### 1 現状と課題

少子・高齢化の急速な進行や核家族化等により、家族や社会の支え合い機能が低下する中で、公的サービスでは対応できない様々な課題が増加している。

国では、住民相互の助け合いや福祉専門職の機能を強化するなど、地域共生社会の実現をめざしているが、新たな複合的課題も顕在化しており、人材の不足や地域における取組体制が整っていないなど、支え合い機能がうまく働いていない現状にある。

### 2 事業のねらい

様々な社会課題が増加する中で、新たな社会課題や地域の福祉課題に対応するために、課題の実態調査及びその分析を行い、具体的な取組を示し、住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制構築を推進する。

### 3 取組内容

(1) 新たな社会課題の抽出及び検討事業（継続）

- ① 市町村社協への訪問・個別支援
- ② 支え合いの仕組みづくりアドバイザー派遣
- ③ 重要な課題を抱える社協を選定し解決方策の検討・実施

(2) 地域共生社会の実現に向けた関係機関・団体との連携の場づくり（継続）

(3) 新たな社会課題に焦点をあてた『テーマ型調査』の実施と課題解決に向けた具体的取組の研究・協議（新規）

- ① “引きこもり”や“ダブルケア”などの新たな社会課題を主に焦点をあて、関係機関・団体を対象に「地域における個別課題」をテーマとした調査を実施する。
- ② 調査結果をもとに現状分析と課題を抽出し、さらに課題解決に向けた具体的取組を研究する。
- ③ 効果的に実施するため「委員会」を設置する。

<想定する個別課題の事例>

- ・引きこもり（8050 問題含む）
- ・ダブルケア など

<スケジュール>

取組項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1 委員会設置（調査項目選定・取組計画策定作業等）	■	■	■
2 調査	■	■	■
3 具体的取組を示す		■	■
4 取組を推進するための研修会実施		■	■



<委員会構成員>

学識経験者、行政（県・市町村）職員、当事者団体職員、支援者団体職員 等

(4) 地域福祉に関する問題や課題解決に向けた具体的取組みの研究・協議（新規）

- ① 市町村社協を対象に、「地域課題に取り組むための地域アセスメントの手法」に関する実態を把握するため調査を実施する。
- ② 調査結果をもとに現状分析と課題を抽出し、さらに課題解決に向けた具体的取組を研究する。
- ③ 市町村社協を対象に、小地域福祉活動における地域診断を普及促進させ、効果的な福祉活動を推進して行くため、地域福祉推進担当者向けに研修会を実施する。（「導入編」、「実践編」の2回）
- ④ 市町村社協において、地域診断の実施・分析を踏まえ「地域福祉活動計画」の策定と併せて取り組むことの必要性について理解促進を図る。
- ⑤ 課題抽出、課題解決に向けた取組を検討するため「委員会」を設置する。

<活動基盤の構築を促進する事業>

- ・地域診断の取組支援（地域診断実施ガイドラインの策定など）
- ・地域福祉活動計画の策定（見直し）支援
- ・コミュニティーワーカー、CSWの診断スキル向上支援
- ・支え合い仕組みづくりアドバイザー派遣事業 など

<取組スケジュール>

取組項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1 委員会設置（調査項目選定・ガイドライン編纂等作業）	→		
2 調査	→		
3 モデル試行・検証		→	
4 ガイドライン策定			→
5 地域診断導入・実践研修会実施			→

<委員会構成員>

学識経験者、社協職員

(5) 新たな担い手の確保・養成の研究・協議（新規）

上記(4)の調査で抽出された課題を解決できる・社協関係団体等の人材養成、並びに地域における担い手となる人材の確保・養成のあり方について検討する。

## 2 地域における権利擁護事業の推進

### 1 現状と課題

- (1) 認知症高齢者の増加や障害者の地域生活移行等が進む中で、対象者の状況に応じた日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行や利用支援、法人後見の拡充や市民後見人の養成・支援等が課題となっており、地域における総合的な権利擁護体制構築の必要性が高まっている。
- (2) 各市町村において、地域の実情に即した権利擁護体制の整備が求められている中で、日常生活自立支援事業を必要とする人が、迅速かつ継続して利用できる体制を確立するため、「平成 27 年度総合企画部会意見具申『地域における権利擁護事業の推進』」に基づき、事業の全市町村社協実施方式への移行を進める必要がある。
- (3) 成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者や障害者数と比較して少ない状況であり、「平成 28 年度総合企画部会 地域における権利擁護事業の推進小委員会報告書」に基づき、制度の普及啓発や申立支援、後見人の育成等、制度利用促進のための取組が必要である。また、平成 29 年 3 月に策定された成年後見制度利用促進基本計画において、全国どの地域に住んでいても必要な人が成年後見制度を利用できるような地域体制の構築を目指し、従来の福祉・保健・医療の連携だけでなく司法も含めた連携の仕組みとして「権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という。）の構築」が講ずるべき施策として掲げられた。

### 2 事業のねらい

- (1) 権利擁護に関する身近な制度及び事業として円滑かつ一体的に実施することにより、判断能力の不十分な方が、住み慣れた地域において安心して暮らせる生活の実現を図る。
- (2) 日常生活自立支援事業の全市町村社協実施方式への移行について、平成 30～32 年度までの 3 か年を目標に進めるとともに、移行後の市町村域における事業の早期定着や活用促進のため、市町村社協に対し必要な支援を行う。
- (3) 成年後見制度の利用促進に向けた申立支援の研修会や法人後見実施団体等に対する支援の取組を進めるとともに、新潟県と連携し各地域における広域的な推進体制の整備や地域連携ネットワークの構築に向けた必要な支援を行う。

### 3 想定される事業

- (1) 日常生活自立支援事業の全市町村社協実施方式への移行推進と事業の定着・活用促進
  - ① 全市町村社協実施方式への移行推進  
事業実施に向けた意向確認調査の実施、市町村社協担当課長担当者会議・市町村社協移行推進会議の開催、未移行社協への個別訪問（新規）
  - ② 事業の定着・活用促進

事業実施社協連絡会議・専門員会議・関係機関連絡会議、新任専門員研修会の開催、移行社協への巡回訪問の実施

(2) 成年後見制度の利用促進に向けた取組

① 制度の普及啓発

成年後見制度セミナーの開催

② 申立支援強化

市町村長申立マニュアルの改訂、市町村長申立推進研修会の開催

③ 後見人の育成・質の確保

法人後見業務マニュアルの改訂、法人後見推進研修会・法人後見専門員スキルアップ研修会の開催

④ 広域的な推進体制の整備

成年後見制度利用促進検討会議の開催（新規）

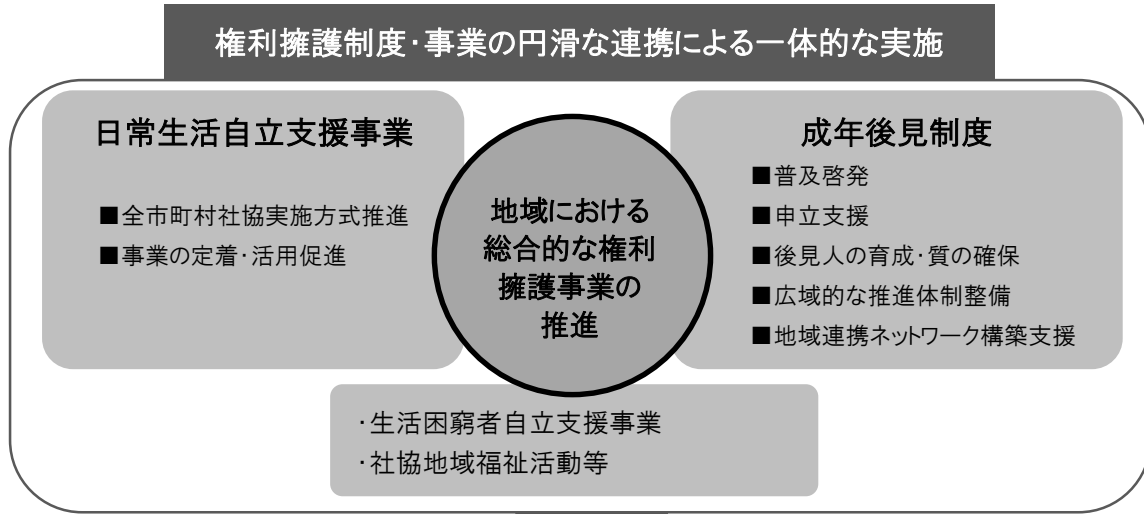
⑤ 地域連携ネットワークの構築支援

成年後見制度推進連絡会議の開催（県内6か所）、市町村成年後見制度担当者研修会、市町村プロジェクトアドバイザー派遣事業の実施

4 年度計画

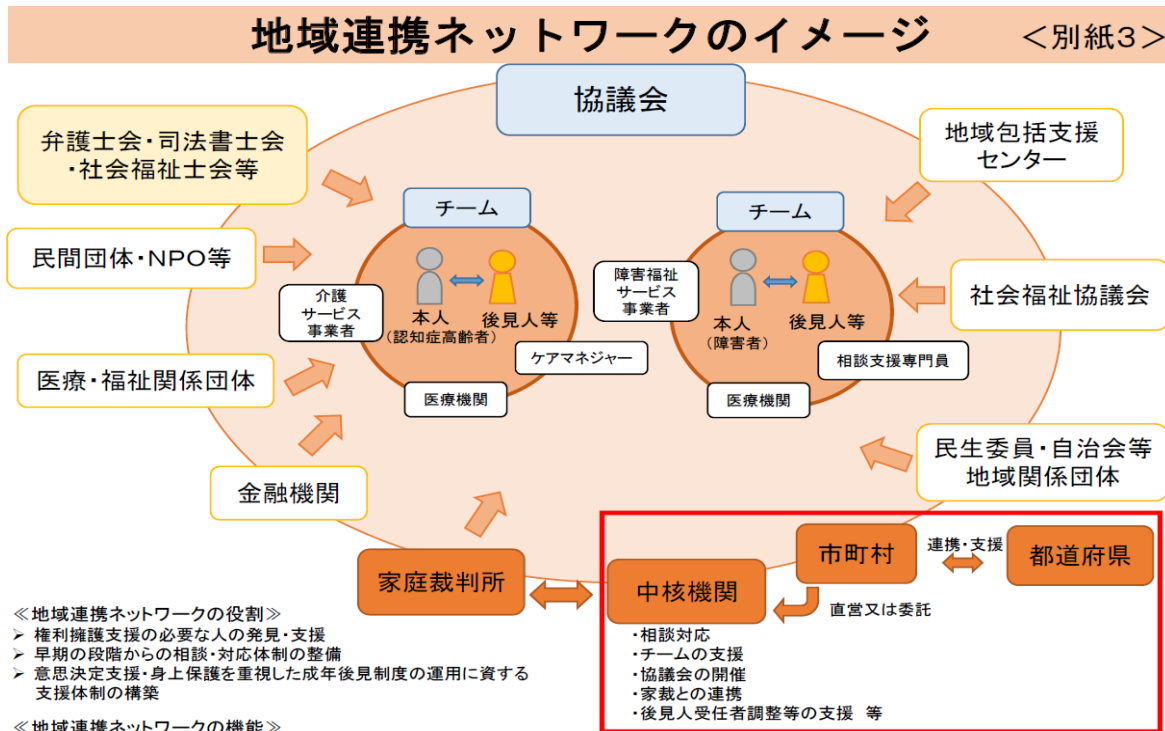
	取組項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日常生活自立支援事業	①全市町村社協実施方式への移行 事業実施に向けた意向確認調査／市町村社協担当課長担当者会議／市町村社協移行推進会議／未移行社協個別訪問（新規）			→
	②事業の定着・活用促進 事業実施社協連絡会議／専門員会議／関係機関連絡会議／新任専門員研修会／移行社協巡回訪問			→
成年後見制度	①制度の普及啓発 ・成年後見制度セミナー			→
	②申立支援強化 ・市町村長申立マニュアル改訂 ・市町村長申立推進研修会	→		→
	③後見人の育成・質の確保 ・法人後見業務マニュアル改訂 ・法人後見推進研修会等	→		→
	④広域的な推進体制の整備 ・成年後見制度利用促進検討会議（新規）			→
	⑤地域連携ネットワークの構築支援 ・成年後見制度推進連絡会議の開催 ・市町村成年後見制度担当者研修会 ・市町村プロジェクトアドバイザー派遣事業	→	→	→

## 5 事業イメージ



判断能力に不安のある方でも、住み慣れた地域において安心して暮らせる生活の実現

### ※ 参考



※成年後見制度利用促進計画のポイント・概要(内閣府 HP)

### 3 福祉職員のキャリアパス構築の推進

(キャリアパスを通じた福祉・介護従事者の育成・定着の推進)

#### 1 現状と課題

- (1) 団塊の世代が後期高齢者になる 2025 年には、全国で約 37.7 万人、本県でも約 3,500 人の介護人材が不足することが予測されている。また「ニッポン一億総活躍プラン」のもと、子育てや介護支援のための受け皿の整備が最重要政策となっているが、生産年齢人口の減少や他業種への人材流出等により、福祉・介護分野の求職者は減少しており人材不足が顕著となっている。こうした状況が続けば、福祉サービス利用者が必要なサービスの提供を受けられないといった直接的な影響も懸念されており、福祉・介護サービスの提供を担う人材の確保は喫緊の課題である。
- (2) 社会福祉施設・事業所が福祉・介護サービスを持続的かつ安定的に提供するためには、質の高い福祉・介護人材の確保とともに、職場における人材育成と定着を一体的に取り組む必要がある。前活動指針においてこの「育成・定着」の部分に着目し、「社会福祉研修受講支援事業」として、社会福祉従事者に対して研修機会を幅広く一体的に提供する等の取り組みを行ってきたが、より一層効果的に育成・定着を推進するためには、社会福祉施設・事業所及び職員一人ひとりが職務や階層に応じたキャリアアップの道筋（キャリアパス）を構築し、業務や研修等を通じて必要な能力や資質の向上を図ることが求められている。

#### 2 事業のねらい

- (1) 複雑化、多様化、高度化する福祉ニーズに対応できる福祉・介護人材を育成するため、福祉・介護などあらゆる事業種別・職種に共通に求められる能力やそれぞれのキャリアパスの段階に対応した研修（「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」）と、現場のニーズに即したテーマ別研修を実施し、福祉・介護サービスの提供を担う職員の専門性と資質向上を支援する。
- (2) 社会福祉施設・事業所がキャリアパスの取組を推進し、職員が自ら将来に向けたキャリアパスを描き、やりがいを持って働き続けることができるよう支援する。

#### 3 想定される事業

##### ○ キャリアパス体系の構築に向けた基盤整備

- ① 「福祉職員生涯研修課程」から「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」への移行
  - ・全国共通の研修プログラムにより研修内容の標準化を図り、福祉・介護サービス分野に共通する能力を開発するための基礎的研修として位置づける。
  - ・移行に伴い、研修開催回数、受講定員、受講料金の見直しを実施する。
- ② 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の講師養成
  - ・研修指導者は全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程指導者養成研修会」の修了者に限られるため、指導者養成を推進し研修実施体制を整備

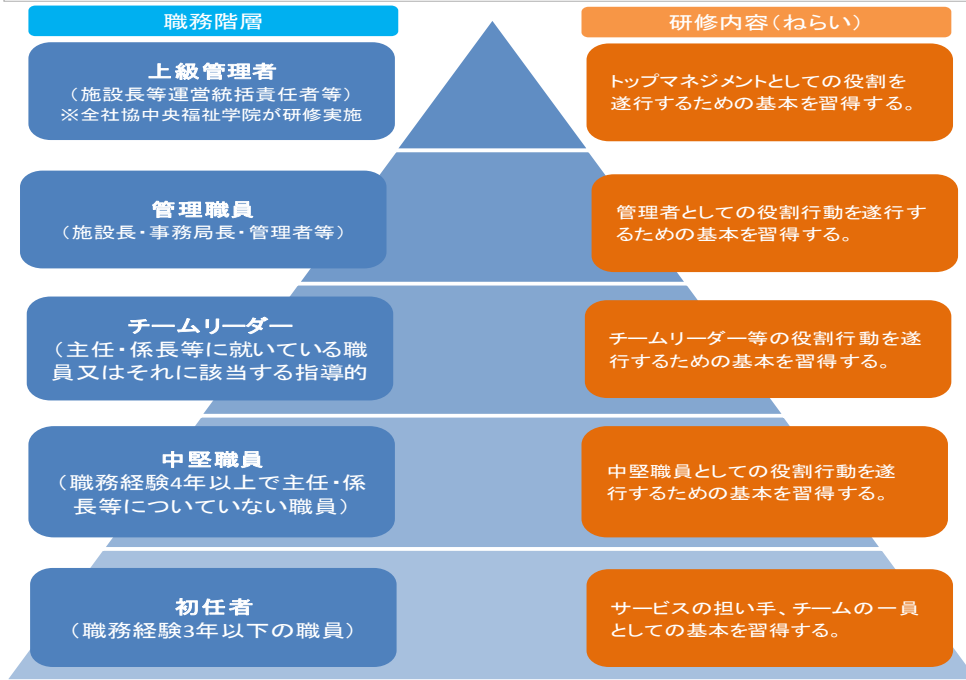
する。

- ③ 社会福祉施設・事業所におけるキャリアパス構築支援研修の開催
  - ・社会福祉施設・事業所におけるキャリアパスの体系整備及び福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の活用方法等に関する研修を実施する。
- ④ 福祉業務未経験者を対象とした研修の開催
  - ・社会福祉の基礎知識に関する研修を行い、福祉業務未経験であっても円滑に業務に就けるよう支援するとともに、福祉職員としてのキャリアパスの必要性や重要性を理解する。
- ⑤ 実施状況調査等
  - ・「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」受講修了者を対象とした調査を実施し、職員の行動や意識の変化等について把握する。
  - ・「社会福祉研修事業に関するアンケート調査」を実施し、本会が実施する各種研修の活用状況や研修ニーズ、社会福祉施設・事業所における研修実施状況、キャリアパス体系整備状況等について把握する。

#### 4 年度計画

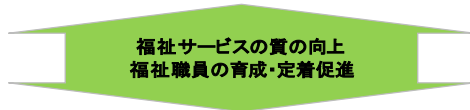
取組項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
社会福祉業務未経験者を対象とした研修の実施	→	→	→
社会福祉施設・事業所におけるキャリアパス構築支援研修の実施	→	→	→
福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程実施回数、受講定員数の設定	→	→	→
福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程指導講師養成	→		
福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程受講者修了者アンケート調査の実施		→	
社会福祉研修事業に関するアンケート調査の実施	→		→

福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程における職務階層と研修内容

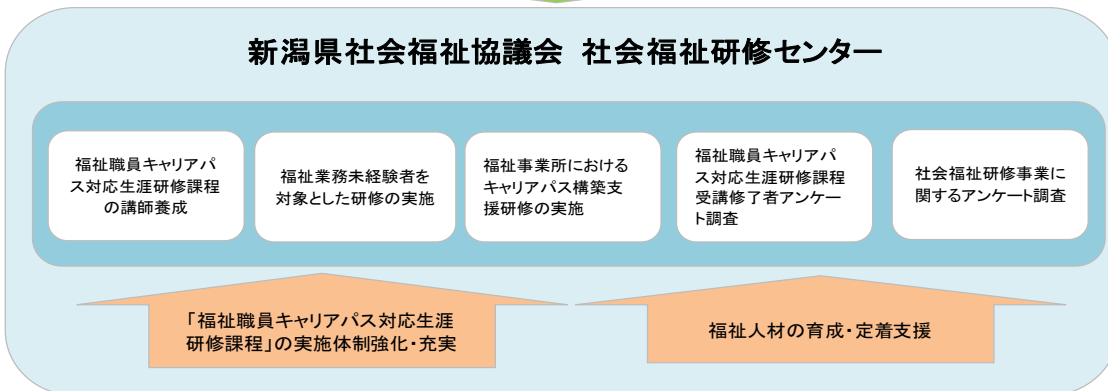


社会福祉法人・事業所

福祉サービスの質の向上・福祉人材の確保・育成・定着促進



新潟県社会福祉協議会 社会福祉研修センター



## IV 策定の経過

### 1 活動指針策定検討会議の開催

活動指針の評価及び平成 30 年度から 3 カ年を目標とする新活動指針策定のため、事務局内に活動指針策定検討会議を設置し検討を進めた。検討の結果、本会基本方針の 4 つの方向性に即し、「地域共生社会の実現」、「権利擁護の推進」、「福祉人材の確保・定着」の社会的に広く取組が求められる 4 つのテーマを絞り込み、平成 29 年度総合企画部会において審議し策定に至った。

(1) 第 1 回検討会議 平成 29 年 7 月 5 日開催

- ① 基本方針に関する意見について
- ② 活動テーマについて

(2) 第 2 回検討会議 平成 29 年 7 月 29 日開催

- ① 活動テーマについて
- ② 活動指針の評価について

(3) 第 3 回検討会議 平成 29 年 11 月 21 日開催

- ① 新たな活動指針の策定について

### 2 総合企画部会における審議

活動指針事務局案について、新潟県社会福祉協議会定款 20 条に基づく総合企画部会で審議を行い、一部修正の上、「新潟県社会福祉協議会活動指針（案）」とすることについて了承された。

・平成 29 年 12 月 12 日 総合企画部会開催

総合企画部会委員名簿（順不同・敬称略）

役職名	氏名	所属
部会長	日本赤十字社新潟県支部事務局長	桐生裕子
副部会長	新潟医療福祉大学社会福祉学部社会福祉学科長 教授	松山茂樹
委員	敬和学園大学人文学部共生社会学科学科長・教授	青山良子
委員	新潟県手をつなぐ育成会 理事長	五十嵐勝彦
委員	新潟 NPO 協会代表理事	齋藤正行
委員	新潟日報社 論説編集委員	佐藤勝則
委員	新潟県福祉保健部福祉保健課長	土田まゆみ
委員	新潟県保育連盟理事長	平澤正人
委員	長岡市社会福祉協議会 会長	本田史朗
委員	新潟県介護福祉士会会長	宮崎則男

### 3 理事会・評議員会における報告

平成 30 年 3 月 19 日開催の平成 29 年度第 3 回理事会及び平成 30 年 3 月 27 日開催の第 2 回評議員会で活動指針の策定を説明し報告した。



〔参考〕 活動指針(平成 27～29 年度)実施結果

# I 地域における権利擁護事業の推進

## 1 事業のねらい

- (1) 判断能力の不十分な方が住み慣れた地域において安心して暮らせるための身近な事業及び制度としての普及を図る。
- (2) 権利擁護事業の推進における市町村社協の役割の明確化と、市町村行政の主体的な係わりを促す。
- (3) 事業・制度に携わる市町村及び市町村社協職員等の連携強化と資質の向上を目指す。
- (4) 権利擁護事業を市町村域において、生活困窮者自立支援事業や社協の地域福祉活動とも関連した身近な制度・事業として活用することで安心安全な生活の実現を図る。

## 2 事業実施状況

- (1) 日常生活自立支援事業の事業実施方法の検討

年度	主な取組実績
H27	①基幹的社協及び市町村社協への「本事業に関する実態調査」の実施 [5月] ②総合企画部会小委員会の開催 [3回、5月・7月・9月] ・本事業の現状と課題を整理し、今後の方法を総合企画部会へ報告。 ③総合企画部会での審議 [10月、3月] ・小委員会からの報告を受け、総合企画部会として意見取りまとめ。 ④総合企画部会から県社協会長への意見具申 [11月] ※詳細は別紙1参照
H28	①基幹的社協及び市町村社協に対する全市町村社協実施方式への移行に向けた説明、働きかけ等 ・市町村社協担当課長・担当者会議の開催 [4月] ・市町村社協事業担当者研修会の開催 [4月] ・専門員会議の開催 [4月～29年1月、4回] ・生活支援員研修会の開催 [11月～12月、5会場] ・契約締結審査会の開催 [7月] ・基幹的社協連絡会議の開催 [7月] ・市町村社協連絡会議の開催 [8月、5会場] ・市町村社協移行推進会議の開催 [10月、4会場] ・関係機関連絡会議の開催 [29年2月～3月、4会場] ②市町村社協への「事業実施に向けた意向確認調査」の実施 [9月]

H29	<p>①新たに6社協（小千谷市、村上市、阿賀野市、出雲崎町、湯沢町、刈羽村）が事業を実施。</p> <p>②未実施15社協に対して、28年度と同様の取組を実施中。</p>
-----	---

(2) 成年後見制度の推進に向けた事業の取組

年度	主な取組実績
H27	<p>①制度の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見セミナーの開催 [3回、11月・12月・1月]</li> </ul> <p>②法人後見事業実施の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人後見推進研修会の開催 [1回、2月]</li> <li>・法人後見専門員スキルアップ研修会の開催 [1回、3月]</li> <li>・法人後見実施社協等による意見交換会 [1回、3月]</li> </ul> <p>③市町村長申立ての促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長申立推進研修会の開催 [3回・いずれも11月]</li> </ul> <p>④関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度推進連絡会議の開催 [6回・11～1月]</li> </ul> <p>⑤市町村プロジェクトアドバイザー派遣事業 [11市町村・60回派遣]</p>
H28	<p>①制度の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見セミナーの開催 [3回、5月・9月・2月]</li> </ul> <p>②法人後見事業実施の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人後見推進研修会の開催 [1回、2月]</li> <li>・法人後見専門員スキルアップ研修会の開催 [1回、3月]</li> </ul> <p>③市町村長申立ての促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村申立推進研修会の開催 [3回、10月・11月]</li> </ul> <p>④関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度推進連絡会議の開催 [6回・10～12月]</li> </ul> <p>⑤市町村プロジェクトアドバイザー派遣事業 [10市町村・24回派遣]</p> <p>⑥総合企画部会小委員会の開催 [3回、4月・6月・8月]</p> <p>地域における権利擁護事業推進のあり方について検討し、総合企画部会へ報告 ※詳細は別紙2参照</p>
H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記①～⑤は引き続き実施。</li> <li>・「成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた意見交換会（県主催、県弁護士会・県司法書士会・県社会福祉士会・県社協が出席）」において、利用促進のための体制づくり等について検討。[10月、1月（予定）]</li> </ul>

### 3 事業成果

#### (1) 日常生活自立支援事業

##### ① 全市町村社協実施方式の推進

平成 29 年度、現 8 基幹的社協の他、新たに 6 社協（小千谷市、村上市、阿賀野市、出雲崎町、湯沢町、刈羽村）が事業を実施した。これにより、地域偏重の緩和や住み慣れた地域での各事案に応じた適時・適切な支援や相談対応等の整備が更に進んだ。

##### ② 事業の整理・見直し

生活援助や利用者と同居する親族への支援など、本来、本事業での支援に適さない業務の精査や、二者契約の導入、専門員の作成書類の簡素化等により、専門員業務の負担軽減を図った。

##### ③ 他制度との役割整理

判断能力が著しく低下した方の成年後見制度への移行や、生活保護受給者、福祉施設の入所者、病院の長期入院患者等については本事業の必要性を精査したことにより、本来担うべき主体の支援とした。

#### (2) 成年後見制度利用促進に向けた取組

##### ① 普及啓発の推進

市町村域における普及啓発セミナーの実施や権利擁護パンフレット作成・配布により制度の周知を図った。

##### ② 法人後見事業実施の推進

研修会や検討会への参加、行政への働きかけにより法人後見実施社協が増加した。  
(H26:5 社協、H27:7 社協、H28:11 社協)

##### ③ 市町村長申立ての促進

市町村の担当者等を対象とした研修会の開催により、具体的な申立手続方法やメリット等を伝えることで市町村長申立てに関する理解が深まった。また、市町村長申立件数も増加している。(H26:64 件、H27:59 件、H28:109 件)。

##### ④ 関係機関との連携強化

県内各地での成年後見制度推進連絡会議開催により、開催圏域における現状や課題の共有、関係者の顔の見える関係づくりにつながった。

#### 4 今後の取組

(1) 日常生活自立支援事業の全市町村社協実施方式の推進

本事業が県内あまねく適正に実施されるよう、引き続き未移行の市町村社協に対して所要の働きかけを行う。

〔移行予定〕

ア 平成 30 年度：6 社協（糸魚川市、胎内市、聖籠町、阿賀町、関川村、粟島浦村）

イ 未定：9 社協（柏崎市、妙高市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町、津南町）

(2) 成年後見制度利用促進に向けた取組

- ① 制度の利用促進のため、引き続き普及啓発や市町村長申立支援、後見人の育成や資質向上のための事業に取り組む。
- ② 制度の担い手である「法人後見」の取組が県内各地で実施されるよう所要の働きかけを行う。
- ③ 制度の利用環境の整備を図るため広域的な推進体制の整備や、地域連携ネットワークの構築に向けた支援を行う。

## 総合企画部会から県社協会長への意見具申（要旨）

## 1 経緯

県社協活動指針に基づき、総合企画部会（以下「部会」という。）に小委員会を設置して検討を進め、その結果を受けて部会としての意見を取りまとめ、平成 27 年 11 月に県社協定款第 20 条に基づき県社協会長へ意見具申を行った。

## 2 内容

## (1) 新潟県における日常生活自立支援事業の現状と課題

- ① 平成 11 年の事業開始から、実利用者数及び相談件数が年々増加している。
- ② 本事業の推計対象者数と実利用者数が乖離しており、また、基幹的社協所在市とそれ以外の市町村間の利用状況に 3.3 倍の格差がある。
- ③ 地域包括ケアシステムの構築において、現行の基幹的社協実施方式では、身近な地域における迅速かつ継続した支援等の対応が難しくなることが想定される。
- ④ 支援の実態として本来担うべき主体の肩代わりとなっている事例多数あり。
- ⑤ 日常生活自立支援事業の財源は国、県の補助金であるが、利用者の増加に伴う財源確保が厳しい状況である。

## (2) 今後の方向性（主な内容）

- ① 日常生活自立支援事業の今後のあり方について  
地域包括ケアシステムの構築において、各市町村の現状や課題等の実情に即した形で権利擁護体制の確立を進めることとし、対象を本来、本事業において支援すべき者に絞り込み、県内においてあまねく適正に本事業が実施される必要がある。
- ② 今後の取組に向けた考え方について  
ア 現基幹的社協実施方式から全市町村社協実施方式へと移行する必要がある。  
イ そのため、一定の準備・移行期間を設定し対応可能な市町村社協から順次移行。  
ウ 全市町村社協実施方式への移行にあたっては、県、市町村及び市町村社協と事前に意見交換や説明会等を開催し、理解を促していく必要がある。
- ③ 他制度等との役割の整理について  
ア 判断能力が著しく低下した者等については、本事業から成年後見制度への移行が必要となる。  
イ 生活保護受給者や福祉施設の入所者等については、本事業の必要性を精査し、本来担うべき主体の支援となるよう対応を進める必要がある。  
ウ 県の役割について  
地域包括ケアシステムの構築を進める観点から、各市町村において財源確保も含め権利擁護体制の確立を着実に促進する必要がある。

## 総合企画部会への報告（要約抜粋）

## 1 報告趣旨

平成 28 年度新潟県社会福祉協議会総合企画部会「地域における権利擁護事業の推進」小委員会において、成年後見制度普及促進事業の現状や課題を整理し、今後の方向性について検討、協議した結果を取りまとめたもの。

## 2 成年後見制度の現状

## (1) 全国・県内状況

- ・全国では、平成 24 年までは右肩上がりです。申立件数は増加していたが、それ以降は横ばい状態。県内の申立件数は増減しているが、相対的に増加傾向。
- ・「本人」「市町村長申立」が増加している一方、「配偶者」「子」の申立は減少。
- ・「親族後見人」が選任される割合は減少している一方「第 3 者後見人」が増加している。
- ・全国の制度利用者は約 20 万人、県内は約 4 千人である。いずれも後見類型が一番多い。

## 3 成年後見制度普及促進事業への取組状況

成年後見制度実態把握／担い手拡充・養成／市町村長申立の推進／普及啓発／市町村・市町村社協支援／関係機関との連携等

## 4 事業実施に伴う効果

- (1) 本会が同事業に取り組む以前（平成 25 年 3 月時点）は 5 社協においてのみ法人後見事業や市民後見人養成事業に取り組んでいた状況が、平成 27 年度からは 2 社協で法人後見事業に、2 市町では市民後見人養成事業への取組を開始した。
- (2) 上記以外にも、7 自治体・社協において、本会が関わりながら法人後見事業・市民後見人養成事業への取組を検討中である。
- (3) 市町村長申立について、平成 25 年から 26 年にかけてその申立件数が 36%増加した。その要因として県社協による市町村長申立マニュアルの作成（平成 26 年度 11 月作成）や市町村長申立推進研修会の開催が考えられる。

## 5 取り組む中で見えてきた課題

- (1) 各種法律において各自治体に成年後見人等候補者になりえる人材の育成が求められている中で、法人後見事業や市民後見人養成事業に取り組めていない市町村が半数以上ある。
- (2) 市町村長申立件数は年々増加しているものの、平成 25 年度調査結果（市町村長申

立に対する潜在的ニーズ 1,229 件) と比べると、そのニーズと実際の申立件数との間には未だ大きな差がある。

- (3) 県内の認知症高齢者(要介護・要支援認定者における推計人数 70,000 人/平成 27 年時点)<sup>※1</sup>、知的障害者(18,679 人/平成 27 年 4 月 1 日現在)<sup>※2</sup>、精神障害者(32,814 人/平成 27 年 3 月 31 日現在)<sup>※3</sup>の人数と比べると、成年後見制度の利用率は平成 27 年 5 月末日現在で約 2.8% (利用者 3,507 人) である。

※1) 出典「第 6 期新潟県高齢者保健福祉計画」※2・3) 出展「第 4 期新潟県障害福祉計画」

## 6 今後の成年後見制度普及促進事業のあり方・方向性

《今後のあり方・方向性》

1. 成年後見制度の有用性や行政施策(成年後見制度利用支援事業、市町村長申立)について、福祉関係者や制度利用の必要性の高いと思われる住民に対して優先的に啓発していく必要がある(普及啓発への取組強化)。
2. 申立支援を担う市町村行政及び地域包括支援センター等の福祉関係機関をバックアップする機関が必要である(申立支援の強化)。
3. 県内各地に法人後見実施団体を整備する必要がある。併せて、法人後見実施団体の質の向上を図るための支援が必要である(後見人の育成に向けた強化)。
4. 市民後見人を養成していく場合、当該市町村において法人後見実施団体など市民後見人をバックアップする機関が必要である。また、広域的に市民後見人を養成していくなど、効果的な養成方法を検討する必要がある(後見人の質の確保に向けた取組)。
5. 上記 1 から 4 のあり方・方向性を踏まえ、県内くまなく成年後見制度の利用環境の整備を図るためには、広域的な推進体制を整備する必要がある(広域的な推進体制の整備)。



## 2 生活困窮者の自立支援と地域づくりの推進

### 1 事業のねらい

支援事業実施市や事業受託市社協に対して、情報交換等の場の設定などにより、一層適切、且つ効果的な事業実施の支援を目指す。

また、多様な課題を抱える生活困窮者について、予防的な観点も踏まえて幅広く向き合い、包括的に支援するため、地域で支え合う仕組みづくりの構築を目指す。

### 2 事業実施状況

#### (1) 支援事業の実施

H27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟県から受託により平成 27 年度に実施した生活困窮者への自立相談支援事業及び家計相談支援事業の実施状況             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 契約期間：平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 6 月 15 日</li> <li>▶ 事業実績：新規相談者数 9 名（うち支援者数 3 名）</li> <li>▶ 支援延べ件数 476 件</li> </ul> </li> </ul>
-----	--

#### (2) 支援事業実施市や事業受託の市社協に対する支援

##### ① 事例研修、情報交換等、個別支援課題解決力向上に向けた支援

H27	・「地域福祉ラウンドテーブル in みなみうおぬま」開催
H28	・「生活困窮者自立支援事業に係る情報交換会」開催
H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生活困窮者支援に関わる情報交換会」開催</li> <li>・「生活困窮者支援等をテーマとしたフォーラム」開催</li> </ul>

##### ② 生活福祉資金貸付制度（緊急小口融資）による金銭的一時支援及び借入金の償還指導を通じた自立に向けた支援

※自立相談事業の利用を原則要件とする生活福祉資金の貸付状況[例外(事業利用なし)を含む]

【緊急小口資金】※H29. 8 月末現在

	貸付 決定	償還 完了	延滞利 子のみ 残あり	延滞 なし	延滞あ り(期 限内)	延滞あ り(期 限外)	(うち一 度も償 還なし)	据置 期間中
H27	124	86	4	0	-	34	(11)	-
H28	88	35	0	22	26	5	(7)	-
H29	29	7	0	7	4	-	(2)	11

【総合支援資金】 ※H29.8月末現在

	貸付 決定	償還 完了	延滞 なし	延滞あり (期限内)	(うち一度も償還なし)
H27	6	2	2	2	(1)
H28	0	-	-	-	-
H29	0	-	-	-	-

(3) 生活困窮者を地域で支え合う仕組の構築

① 新たな社会課題に対する共生の仕組みづくり構築事業

(※H27は「居場所ネット創出事業」として実施)

H27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民参加型在宅福祉サービス事例検討会</li> <li>・住民参加型在宅福祉サービスセミナー</li> <li>・ふくしで村づくりフォーラム in せきかわ</li> <li>・共生のまちづくりフォーラム in たいない</li> <li>・インクルージョンフォーラム in あがの</li> </ul>
H28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生活困窮者自立支援事業に係る情報交換会」開催（再掲）</li> <li>・「ひきこもりと地域と人のしんぽじうむ」開催</li> <li>・「地域福祉推進セミナーin さど」開催</li> <li>・「支え合いのしくみづくり～Empathy Seminar in OJIYA～」開催</li> <li>・支え合いのしくみづくりアドバイザー派遣事業の実施【派遣先 11 社協】</li> <li>・「広がれ、こども食堂の輪！全国ツアーにいがた」開催</li> <li>・地域の居場所ネット創出事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア)「移動サービス担い手養成研修会」開催</li> <li>イ)「見附市生活支援サポーター養成研修」開催</li> </ul> </li> </ul>
H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生活困窮者支援に関わる情報交換会」開催（再掲）</li> <li>・「生活困窮者支援等をテーマとしたフォーラム」開催（再掲）</li> <li>・「居場所フォーラム」開催</li> <li>・「住民参加型在宅福祉サービス担当者会議」開催</li> </ul>

② 社会福祉法人の公益性を活かした生活困窮者への支援（新潟県社会福祉法人経営者協議会事業への協力）

H27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県経営協第1回役員会・第1回活動検討会において、県社協と県経営協青年部会とで、社会貢献のあり方について協議（5月18日）</li> </ul>
H28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉にいがた4月～10月号で県内6法人の「公益活動」を掲載</li> <li>・改正社会福祉法施行により「地域における公益的取組」が努力義務化</li> </ul>

	<p>されたことに伴い、取組の具体化を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県経営協実施「信州あんしんセーフティネット事業」視察</li> <li>・経営協臨時総会（2月）において「にいがたセーフティネット事業」の実施及び事業実施要綱等が承認</li> <li>・事業リーフレットの作成、県・市町村・市町村社協等関係団体への周知</li> </ul>
H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月から事業開始（会員施設への協力要請・拠出金要請）</li> <li>・6月1日より事業の申請受付開始</li> </ul>

### 3 事業成果

(1) フォーラムの開催等により「子ども食堂」の設立が増加。

○「子ども食堂」年次別新規設立件数

H27年度：1箇所

H28年度：16箇所

H29年度：10箇所(予定含む) ※その他設立年次不明：2箇所

(2) 県経営協により「にいがたセーフティネット事業」が平成29年4月に開始され、生活困窮者の生活・就労支援につながっている。

① 「にいがたセーフティネット事業」事業別利用申請件数・決定件数（H29.9.26現在）

・就職活動応援金付職場体験事業：申請4件／決定2件

・就職支度金給付事業：申請14件／決定11件

・緊急生活資金給付金：申請58件／決定50件

② 「にいがたセーフティネット事業」への賛同法人数（H29.9.26現在）

・拠出金協力法人数：87法人

・職場体験登録法人(施設・事業所)数：57法人 140施設・事業所

(3) 県内各地でセミナー、フォーラム等を開催する中で、生活困窮者支援を含んだ包括的な地域づくりに向けた意識醸成につながっている。

### 4 今後の取組

現在、国では生活困窮者自立支援法を見直し、就労準備支援事業及び家計相談支援事業を必須化することを検討しており、それに伴い、市社協での受託の増加が見込まれるため、当該事業を含めた生活困窮者支援事業に対する支援を継続する必要がある。

### 3 災害福祉広域支援ネットワーク事業の推進

#### 1 事業のねらい

行政や福祉団体等が、地域防災計画に定める責務や役割を的確に果たせるようにするための体制整備を進めることにより、災害時要配慮者の安全・安心の確保を図るものとする。

#### 2 事業実施状況

平成 26 年 3 月に県内 13 の施設種別団体及び職能団体等で「新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を設置し、平成 26 年度から計画的に以下の取組を進めてきた。

- (1) 災害時における福祉支援に関する啓発活動の実施
  - ① 各種セミナー等の開催
  - ② 地域懇談会の開催（市町村と福祉団体との支援協定の締結促進）
  - ③ 県・市町村総合防災訓練への参加
  
- (2) ネットワーク協議会の災害時派遣支援体制の検討
  - ① 災害福祉支援チームの設置
    - ア 構成団体の推薦等によるチーム員の登録（現在 66 名）
    - イ 県内 5 地区にチームを編成・設置
    - ウ チーム員研修会の開催（平成 29 年 3 月、11 月）
  - ② 構成団体内の災害支援体制づくり
    - ア 団体内の情報連絡体制の整備
    - イ 団体の災害支援マニュアルの作成・整備
  
- (3) 災害福祉支援チーム等の活動基盤の整備促進
  - ① 災害時における要配慮者支援に関する県との協定の締結（平成 29 年 9 月 12 日）
  - ② ネットワーク協議会活動の新潟県地域防災計画への明記（予定）

#### 3 事業成果

県との協定の締結や県地域防災計画への明記により、ネットワーク協議会が民間ベースで進めてきた災害時要配慮者支援に対する取組が、県や市町村との連携・協力の下に全県的に運用されることになり、より円滑で効果的な派遣支援活動の実施

が可能となる。

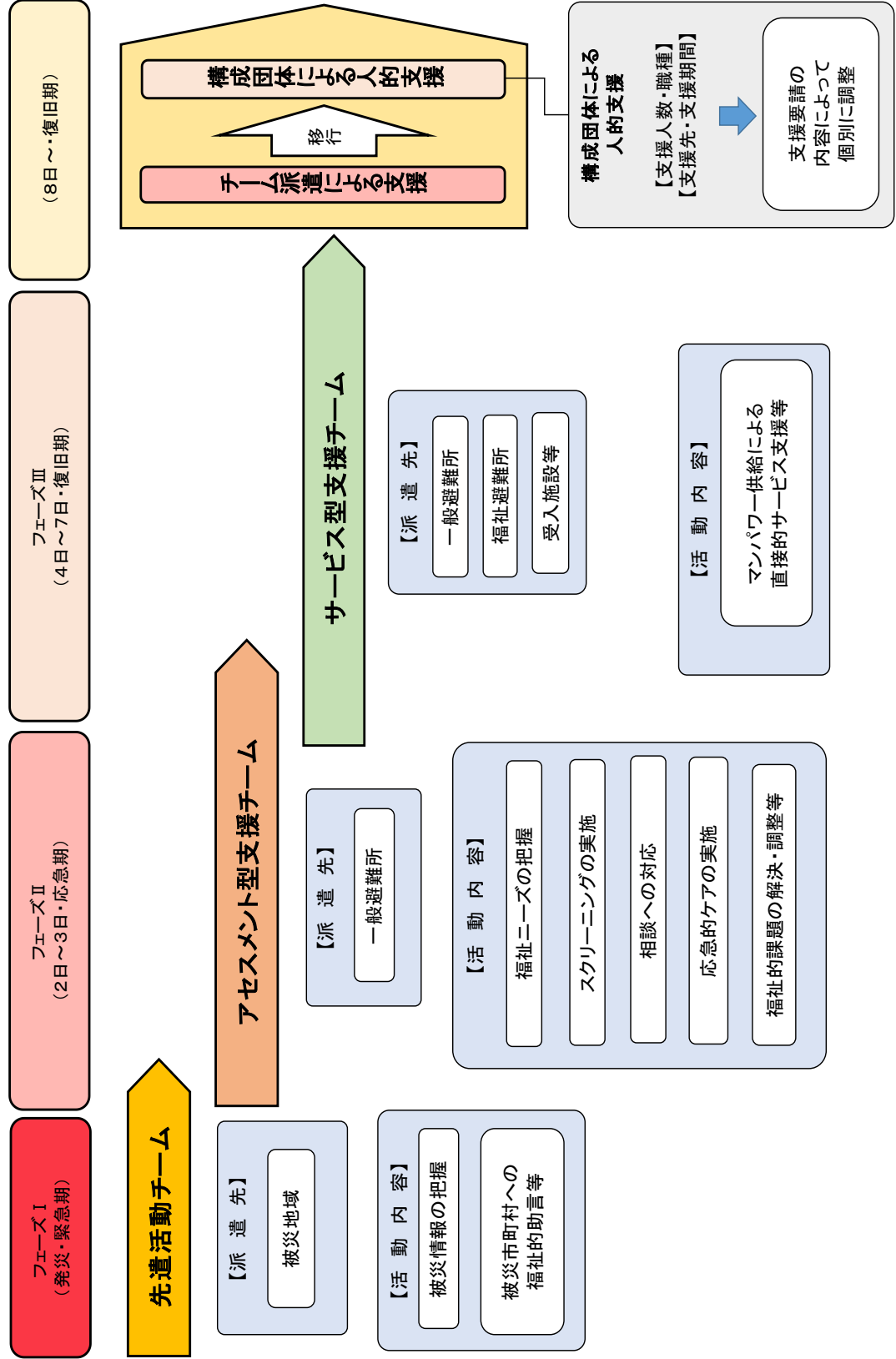
また、協定の締結等によって、災害時要配慮者支援に対する行政や福祉関係者等の意識の向上が図られ、県内における支援体制整備への取組が促進される。

#### **4 今後の取組**

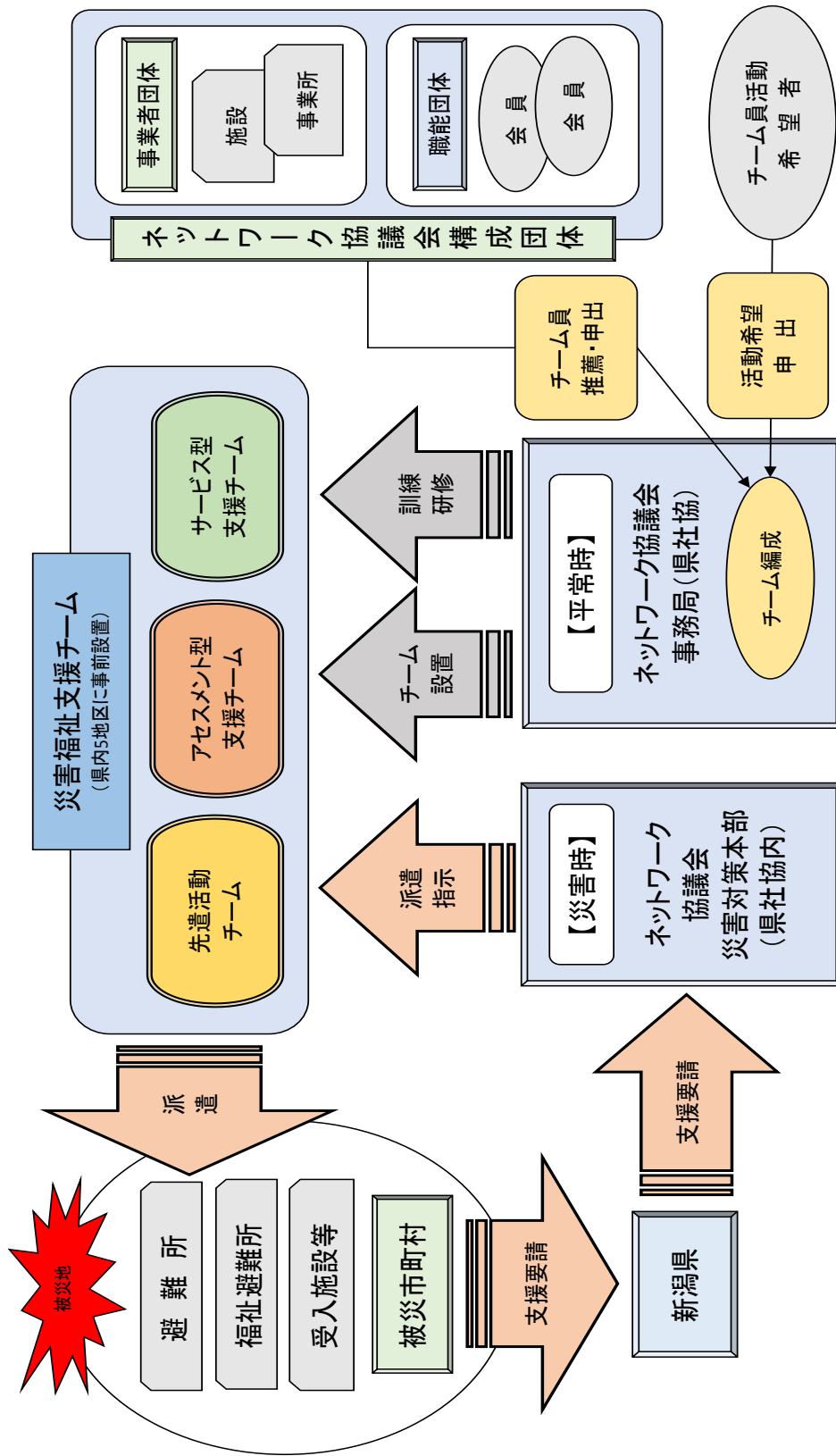
県・市町村と連携・協力しながら、以下の課題に対する取組を進め、協議会やチームの支援体制の強化を図っていく。

- (1) チームの迅速な編成・派遣（チーム員等との情報連絡体制の整備）
- (2) チームの支援活動体制の充実・強化（チーム員の確保と養成）
- (3) 円滑で効果的な支援活動の実施（活動に対する市町村の理解の促進）
- (4) チームの派遣支援活動に必要な資機材等の整備（活動環境の整備）

災害時における派遣支援協力のイメージ（県内発生災害を想定）



# チーム派遣の概念図



## 4 福祉職員研修受講支援事業の推進

### 1 事業のねらい

社会福祉従事者に対し、学習や研修機会をより幅広く一体的に提供することで人材育成を促進することと併せ研修実施団体の発展に資する。

### 2 事業実施状況

#### (1) 社会福祉研修情報提供事業

本会ホームページに、県社協、県老人福祉施設協議会、県社会福祉士会、県介護福祉士会、県介護支援専門員協会、県ヘルパー協議会、県保育連盟の7福祉団体が主催する研修会を一体的に掲載し、県内社会福祉行政関係職員、社会福祉施設関係職員、市町村社会福祉協議会職員が、それぞれの専門分野、キャリアに応じた研修を受講できるよう情報提供を行った。

#### ア 「福祉団体主催研修カレンダー」掲載団体数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
掲載団体数	6団体	6団体	7団体

#### イ 「7福祉団体主催研修カレンダー」閲覧数

	平成27年度 (6/1～3/31)	平成28年度	平成29年度 (4/1～1/31)
ページビュー数	5,801件	6,423件	2,525件

#### (2) 研修履歴管理システム活用事業

本会ホームページ上に、職員の研修履歴管理や職員に必要とされる研修を提案し、キャリアパスやスキルアップを支援するための研修受講履歴管理システムを構築した。

#### ア 研修履歴管理システム活用状況 (平成29年度研修アンケート集計結果)

システムを活用している	システムを活用していない	無回答	合計
9.76%	51.56%	38.68%	100.00%

#### イ 研修会を何で知り、受講したのか (平成29年度研修アンケート集計結果)

社協HP 福祉団体 主催研修カレンダー	社協HP 社会福祉 研修センター	上司から	研修担当者から	同僚から	開催要綱の 回覧があった	その他	無回答	合計
2.50%	4.95%	62.28%	16.41%	0.42%	8.24%	0.66%	4.54%	100.00%



(3) 福祉職員のための出前研修事業

人的余裕がなく外部研修への職員派遣が難しい小規模福祉施設・事業所に対して出前研修を実施し、人材育成を促進した。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数	2か所	3か所	2か所

### 3 事業成果

(1) 社会福祉研修情報提供事業

- ・参加福祉団体数が6団体から7団体に増え、福祉関係研修情報を一体的に掲載できた。
- ・年度当初作成配布している「社会福祉関係職員研修概要」や毎回の研修本資料に広報を掲載し周知を行っているが、ページ閲覧数が減少している。

(2) 研修履歴管理システム活用事業

- ・研修申込、受付、履歴管理を一体的に行えるシステムが構築され、システム機能の向上が図られた。
- ・システムに登録されている職員に対しておすすめの研修を提案する機能を追加し、職員のキャリアパスやキャリアアップ支援を行った。
- ・本システムは研修受講申込での利用がメインとなっており、年度当初作成配布している「社会福祉関係職員研修概要」や毎回の研修本資料に広報を掲載し周知を行っているが、研修履歴管理等ができることが浸透していないため十分活用されていない。

(3) 福祉職員のための出前研修事業

- ・小規模福祉施設は人的余裕がなく職員を外部研修に派遣することが困難であることから、本研修を活用することで、研修機会の提供、職場内活性化、研修の重要性等を伝えることができた。
- ・小規模福祉施設では研修の必要性・重要性は理解しているが、人的・資金的・時間的余裕がなく外部研修の受講が困難であるため、出前研修事業の利用を促したが、利用した施設は少ない結果となった。

#### 4 今後の取組

福祉施設・事業所が質の高いサービスを継続的に提供してくためには、職員の資質向上が不可欠である。職場においてそれぞれの職務階層や役割に応じた職員育成を進めるため、キャリアパス体制を構築していくことが求められている。

福祉の専門職としてのスキルを高め、多様化する利用者ニーズに対応できるよう、各福祉団体と連携して更に研修内容と研修機会の充実を図り、福祉人材の育成に取り組んでいく。

---

発行 平成 30 年3月  
発行者 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会  
〒950-8575 新潟市中央区上所2丁目2番2号  
新潟ユニゾンプラザ3階  
TEL 025-281-5613

---